

## 生徒心得

令和4年度4月1日から施工

校訓「誠実」を旨に、善き人格の形成を主たる目標に掲げ、常に自主自律の態度を養い健全な生活を心がける。さらには、将来にわたり文化の創造発展に寄与し、社会に貢献する人材となるべく研鑽を深めること。

1 生徒証明書を身に付けていること。

2 校内生活について

(1) いかなる場合も制服で登下校すること。また、校内外を問わず制服や実習服は正しく着用し、頭髪を含む身だしなみを整えること。

※服装、頭髪の詳細は【各規定細則】Ⅰ服装規定、Ⅱ頭髪規定を参照とする。

(2) 以下に示す類の持ち込みを禁止する。

- ① 娯楽品（マンガ本、トランプ、ゲームカード、携帯電話以外の電子機器類（ゲーム機、タブレット）等預かり指導の対象）
- ② 危険物（マッチ、ライター、ナイフ、たばこ等の危険物及び不法な薬物—特別な指導または懲戒処分の対象）
- ③ その他、本校指定以外のバッグ、履き物等（派手なバッグ、ビニール袋、サンダル等注意又は預かり指導の対象）

(3) 携帯電話の持ち込みについては、以下の条件のもと認めるものとする。

- ① 「携帯電話に関する届け出」及び「携帯電話の使用に関する同意書」を提出すること。
- ② 校内では電源を切っておくこと。

※携帯電話等の詳細は【各規定細則】Ⅲ携帯電話等情報通信機器端末及び音楽等再生機器に関する規定を参照とする。

### 【各規定細則】

#### Ⅰ 服装規定

原則、八代工業生として体面を汚すことなく学習と通学に支障がないもので、通学時は制服を着用する。

第1条 男子制服については、学校指定の制服とする。

(1) 冬の制服は、学生服および冬スラックスとする。

- ① 学生服の中に着用するものについては、特に指定はないが、学生服を脱ぐ場合は『第1条（3）中間服』とする。
- ② 学生服のボタンは前5個、袖ボタン2個で紛失した際はすぐに購入し装着する。

- ③ズボンの腰穿きは禁止とし、裾の位置は踵でつぶれない程度とする。裾が破れた際は買い替えとなる。
- ④襟章は、向かって左に校章、右に科章とし、ホックから2.5cmのところにつける。

(2) 夏の制服は学校指定の半袖角襟シャツと、夏スラックスとする。

- ①ベルトが見えるように、シャツを着用する。
- ②ベルトは無地で黒・紺・茶などの目立たないものとする。

(3) 中間服（移行期間）は、冬、夏制服のいずれかでもよい。

- ①学生服を脱ぐ場合は、学校指定の長袖シャツもしくは半袖角襟シャツを着用し、インナーを必ず着用する。
- ②シャツの下（インナー）は、白の無地またはワンポイントとする。

第2条 女子制服については、学校指定の制服とする。

(1) 冬の制服はジャケット、ベスト、冬スカート、冬スラックス、シャツとする。

- ①シャツおよびネクタイは学校指定のものを必ず着用する。
- ②ジャケットのボタンは前3個、袖ボタン2個で紛失した際はすぐに購入し装着する。
- ③スカート丈は膝が隠れる程度の長さとし、折り曲げや短くすることは禁止とする。
- ④科章は所定の場所につける。

(2) 夏の制服は学校指定のセーラーと夏スカートとする。

- ①インナーは無地で柄がなく、華美でないものとする。
- ②学校指定のリボンを必ず着用する。

(3) 中間服（移行期間）は、冬・夏制服のいずれかでもよい。

- ①ジャケットを着用しないときは、学校指定のベストを着用する。その際、ネクタイも着用する。

(4) 防寒着着用期間について（12月～3月）

- ①防寒着着用期間は黒色無地のタイツの使用を認める。
- ②学校指定のセーターの着用を認める。セーター着用は防寒着着用期間のみとし、ジャケットから裾や袖を出さない。また、中間服としては認めない。
- ③登下校時のみ黒か紺色のボックスコート着用を認める。

第3条 男女共通規定

(1) 靴下は白、黒、紺ソックスとし、ワンポイントまで認める。ただし、ワンポイントの色は白、黒、紺とする。長さはくるぶしが完全に隠れ、膝下までの長さとする。

- (2) 規定制服を許可なく補正，変形したものは制服として認めない。形は標準型とし，体型に応じたサイズとする。
  - ① 成長に応じて補正を行う場合又は修繕を行う際は生徒指導部の許可を得た上で，学校指定の制服販売店にて行う。
  - ② 譲受けの制服は，生徒指導部の許可を得ること。未許可のものはすべて没収する。
  - ③ 上下とも名前もしくは科イニシャルの刺繍が入ったもの以外は認めない。譲受け許可後に刺繍を入れる。
- (3) 制服着用時の靴は，黒か茶の学生ローファーとする。ただし，華美な装飾があるものや，つま先が尖っているものなどは認めない。
- (4) 上履きは学校指定のスリッパを使用する。また，必ず2箇所の記名をする。
- (5) 防寒着のマフラー・ネックウォーマー・手袋に関しては華美でないものとし，通学時など校舎外での使用を認める。ただし，校舎内での着用は，これを禁止する。
- (6) 帽子的着用については，学校が指定する「八工帽子」とし，登下校時，体育時，校外での活動時，許可された実習時に限り着用を許可する。実習帽子，部活動帽子などを含み「八工帽子」以外の帽子類を通学に使用することは出来ない。
- (7) 制服の移行期間・防寒着着用期間については，生徒指導部で設定する。
- (8) 通学バッグは学校指定のもの，若しくは学校で許可された部活動指定のものとする。容量が不足する場合に限り，学校指定バッグ使用を条件として，華美でないバッグの使用を補助的に認める。
- (9) カラーコンタクト・ピアス・ネックレス・ブレスレット・アンクレットなど，一切の装飾を禁ずる。髪ゴムを手首にはめることも同様に禁ずる。
- (10) 香水・整髪料・マニキュア・タトゥー等，一切の化粧や加工を禁ずる。リップクリーム・日焼け止めは無色のものに限り許可する。

※服装規定違反の物品に関しては没収する。

## Ⅱ 頭髪規定

第1条 男子頭髪に関しては短髪とする。

- (1) 襟足や耳回りは刈り上げとし，耳にかからないようにする。
- (2) 前髪は手で押さえて眉にかからない長さとする。
- (3) 揉み上げの長さは，耳の穴までとする。
- (4) 次の事項に該当するものは違反である。
  - ① パーマ，染色，脱色など一切の技巧
  - ② 眉の加工，剃り込み
  - ③ その他八代工業生としてふさわしくないもの。

第2条 女子の頭髪に関しては肩に乗らない程度のショートカット又は、結髪とする。

- (1) 前髪は眉毛程度の目にかからない長さとする。長い前髪は顔がはっきりと見えるようにピンで留めること。
- (2) 肩に乗る長さは髪ゴムで結ぶ。髪ゴムで結べない際は短くカットすること。
  - ① 結髪の際、横髪を残さないこと。
  - ② ゴムの色は黒・紺・茶の華美でない髪ゴムとする。
- (3) 次の事項に該当するものは違反である。
  - ① パーマ、カール、染色、脱色、髪飾り、ヘアバンド、エクステンション編み込みなどの作為的な髪型
  - ② 眉の加工
  - ③ その他八代工業生としてふさわしくないもの。

### Ⅲ 携帯電話等情報通信機器端末及び音楽等再生機器に関する規定

第1条 生徒は、保護者の責任の下に携帯電話またはスマートフォン(以下、携帯電話等という)を所持し、使用する。

第2条 校内への持込みについて

- (1) 携帯電話の校内持ち込みについては、別紙の「携帯電話に関する届け出」及び「携帯電話等の使用に関する同意書」を提出することを条件に許可するものである。
- (2) タブレットPC又はゲーム機、音楽再生機器等に関しては、いずれの場合も持ち込みを不可とする。
- (3) 携帯電話等はバックの中にしまい、登下校すること。
- (4) 校内では、携帯電話等の電源をOFFの状態とする。ただし、登下校時のみ駐輪場内にて電源のON・OFFを行うことができるものとする。その他の場所では一切の使用を認めない。
- (5) 校内では所持しないこと。
- (6) 届け出及び同意書の提出がない生徒が、校内へ携帯電話等を持ち込んだ場合は、保護者を召喚し事情を聞くとともに、その後の対応を検討する。

第3条 その他

- (1) 使用を禁止した携帯電話等は、封等に厳封した上で、担任を通じて学校に召喚した保護者に預ける。使用禁止期間の後、生徒指導部が厳封を解き本人に返却する。
- (2) 持ち込んだ携帯電話は、駐輪場で電源をOFFにし、バックの中にしまう。
- (3) 緊急に使用する必要があるは、理由を申し出た上で、各職員室、生徒指導室内にて携帯電話等を使用することができる。

## 校則の見直しの流れ

6月・・・生徒総会（要望提出）

9月・・・生徒会役員と職員(生徒指導部等)との意見交換  
生徒へのアンケート

10月・・・保護者へのアンケート

12月・・・校則検討委員会

決定後次年度校則について学校HPへ掲載（公開）